

佐賀県告示第百十三号

佐賀県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（昭和六十年佐賀県告示第五百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

題名を次のように改める。

佐賀県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程

第一条中「規則」を「規程」に改める。

第二条中「土木部監理課」を「県土づくり本部建設・技術課」に改める。

第三条中「午前八時三十分から」の下に「正午まで及び午後一時から」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。